

知る権利は国民主権そのものの 巨大な情報操作が始まる!!

～特定秘密保護法案反対～

特定秘密保護法案とは

警視庁テロ捜査情報流出や尖閣の漁船衝突事故の動画がインターネット上に流出した事件などをきっかけに、政府は今のままの法律では国の安全・管理体制が保たれないとして、そうした秘密を保全するための法律を新たに作ろうとしています。これまで有識者会議が開催されるなど、政府内で検討が行われてきました。そして、今の通常国会に提出しようとしています。9月3日、安倍内閣は法案の概要を示しましたが、法案全体が明らかになっていません。また、パブリックコメントを募りましたが、短期間で締め切られています。

一般市民にも関係がある

法案では違反した公務員に、懲役10年の最高刑が示されています。これでは、国民の不利益に関する内部告発など、不可能になるでしょう。また、国会議員のすべてに情報共有が保証されず、一部の与党関係者や官僚が、情報を独占するおそれが生じます。

国にとって重要な「特定秘密」とは、「防衛」、「外交」、「特定有害活動(スパイ)防止」、「テロ対策」の4分野が対象にされています。これらの情報は国民にとって最も大切な情報です。たとえば、国の安全のためということをおまに自衛隊の海外派遣が、外交機密を盾にTPP交渉の中身が。また、公共の安全と秩序の維持などと称して、原発の問題や放射線の影響など、これらが合法的に秘密にされてしまったとしたら。公務員だけの問題などとはとても言えません。

「国民の知る権利」が危ない

「特定秘密保護法案」は、「国民の知る権利」を否定するものです。憲法 21 条「表現の自由」は、広くこの「国民の知る権利」を保障するものであるはず。公務員に対するメディアの取材も制限されれば、結果として、その知る権利は侵害されます。秘密にすることを「権利」に格上げして、政府の恣意的な判断によってその範囲が広げられ、運用されるであろうことは明白です。

「軍機保護法」などによって、厳しく報道が規制された戦前の軍国主義社会を考えると、国民の知る権利は民主主義の原則を成しており、それをないがしろにする法案が成立してよいはずはありません。

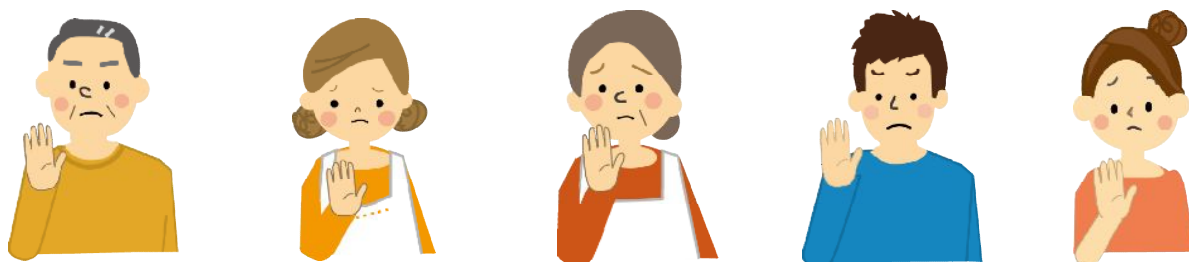
巨大な情報操作、戦争できる国づくり

この法案は、集団的自衛権を具現化する「国家安全保障基本法案」を成立させる契機となる法案です。憲法の理念を法律によって歪曲し、戦争の出来る国をつくるための策謀です。集団的自衛権を容認し、米国と一体となって戦争をするための「国家安全保障基本法案」の第 3 条 2 項において「教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払わなければならない」、また、3 項において「我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、法律上・制度上必要な措置を講ずる」とされており、「特定秘密保護法案」と「国家安全保障基本法案」は、一体の関係にあります。いわば「戦争の出来る国づくり」への布石となる法案なのです。

特定秘密保護法はいらない

特定秘密を取り扱う人のプライバシーについて、「適性評価制度」という、公私を問わず調査の対象として管理することが提案されています。これによって、秘密を取り扱う人への思想統制や差別などの人権侵害が起こるおそれがあるでしょう。国の重要な情報ほど秘密にされて、無期限で非公開とするなどの措置が可能になれば、それらが公にならないまま廃棄され、歴史的記録の上からも抹殺される可能性が大いに考えられます。

現在、秘密の漏えいについては、国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法で処罰が定められています。ことさら厳しい法律をつくる必要はありません。むしろ、原発事故の情報隠匿や、沖縄密約などを見れば、秘密を強化するより情報公開を進めるべきではないでしょうか。



STOP！秘密保護法案



特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除するものとする。

ウ 行政機関の長は、指定の際には、政令で定めるところにより、当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めるものとする。

パブリックコメント（9月3日～17日）の「別紙」より

エ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(3)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（3(2)において「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、(3)の適性評価を要しないものとする。

オ 行政機関の長は、指定をしたときは、指定に係る事項が記載された文書に特定秘密の表示をすることその他の当該事項が特定秘密である旨を明らかにし、及びこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

(2) 特定秘密の提供

ア 行政機関の長は、安全保障上の必要により他の行政機関に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該他の行政機関による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該他の行政機関の長と協議するものとする。この場合において、当該他の行政機関の長は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該協議の結果に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

イ 警察庁長官は、安全保障上の必要により都道府県警察に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該都道府県警察による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」と総称する。）は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該指示に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

ウ 行政機関の長は、安全保障上の特段の必要により契約業者に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる役職員の範囲その他当該契約業者による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該契約業者との契約に定めるものとする。この場合において、当該契約業者は、当該契約に従い、その役職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

エ アからウまでによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密の提供を受ける者が当該特定秘密を各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が行う審査若しくは調査で公開されないもの、刑事事件の捜査（刑事訴訟法第 316 条の 27 第 1 項の規定により提示する場合のほか、捜査機関以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるものに限る。）その他公益上特に必要があると認められる業務若しくは手続において使用する場合で

あって、当該特定秘密を使用し、若しくは知る者の範囲を制限すること、当該業務若しくは手続以外に当該特定秘密が使用されないようにすることその他当該特定秘密を使用し、若しくは知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき又は民事訴訟法第 223 条第 6 項若しくは情報公開・個人情報保護審査会設置法第 9 条第 1 項の規定により提示する場合に限り、特定秘密を提供することができるものとする。ア適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む。）

②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

- ④薬物の濫用及び影響に関する事項
 - ⑤精神疾患に関する事項
 - ⑥飲酒についての節度に関する事項
 - ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知するものとする。
- エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。
- オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1)次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 1(2)エにより特定秘密を知得した者（自由刑の上限は懲役5年）
- (2)人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫

する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為を処罰する(自由刑の上限は懲役10年)。

- (3) (1) (故意に限る。)又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号(防衛に関する事項)】(自衛隊法別表第4に相当)

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計

画又は研究

- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その

他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を凶る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を凶る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を凶る目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を凶る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を凶る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

フォーラム平和・人権・環境（平和フォーラム）

101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 1F

TEL03-5289-8222 FAX03-5289-8223

<http://www.peace-forum.com/>